

## 「給与支払者向け定額減税説明会」のご案内

令和6年度税制改正に伴い、令和6年分所得税について定額による所得税の特別控除（定額減税）が実施されることとなりました。令和6年6月1日以後 最初に支払う給与等につき源泉徴収を行う際に定額減税を行うこととなります。定額減税事務がスムーズに行えるよう柳井税務署と共催で説明会を開催いたします。

是非 この機会に受講されますようご案内申し上げます。

※ 準備の都合上 5月10日（金）までに お申込願います。

開催日	時間	場所
5月15日（水）	13時30分～ 14時30分	柳井商工会議所 1階 大ホール

---

（公社）柳井法人会 行 （FAX 0820-24-1623）

### 参加申込書

事業所名	TEL
受講者名	受講者名
受講者名	受講者名